

研究  
テーマ

## 離婚後の子どもの心理発達に関する研究

## ◆キーワード

離婚 子どもの発達 面会交流  
臨床心理学 カウンセリング

人文学部人文コミュニケーション学科 教授

野口 康彦

TEL 029-228-8109

FAX 0294-228-8109

e-mail noguchi-y @ mx.ibaraki.ac.jp

一言  
アピール

本研究は、離婚後の子どもの精神発達における面会交流の意義について心理学的な視点から解明し、子どもの養育環境の質を向上させます。

## 研究概要

平成26年9月に公表された厚生労働省による「平成25年（2013）人口動態統計」によれば、日本における2013（平成25）年の離婚件数は23万1384組であり、未成年の子がいる離婚は13万5074組（全体の58.3%）となり、親が離婚した未成年の子の数は23万2406人であった。この数年において離婚件数そのものは横ばいであるが、20歳未満人口における親が離婚した未成年の子どもの数は年々増加する傾向にある。一方で、2000（平成12）年度では2406件であった面会交流に関する調停事件が2013（平成25）年度では10762件に増えるなど、子どもの監護や面会交流、親権をめぐる争いが顕在化している（『平成25年度司法統計年報』裁判所, 2015）。

2011（平成23）年に民法第766条が改正され、父母が協議離婚時に際して定める「子の監護について必要な事項」の具体例として、養育費と面会交流の分担が明示されるとともに、子の監護について必要な事項を定めるにあたっては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」という一文が明記された。だが、民法に面会交流に関する明文の規定は入ったものの、諸外国に比べて面会交流に関する具体的なルールの設定が十分でない。夫婦の別れは親子の別れに結びつきやすくなり、親が離婚をすると、子どもは非監護親と面会する機会を持つことや交流を継続していくことの困難さを体験する現実が窺える。

日本は離婚後の単独親権制度を採用していることに加えて、既述したように面会交流について法律

や制度で規定されていないために、離婚後に子どもの養育をめぐる紛争は熾烈化している。それにもかかわらず、親の離婚が子どもの精神発達に与える影響に関する量的あるいは質的な調査報告は少なく（例えば野口, 2012）、さらに面会交流の有無が子どもの精神発達に与える影響に関する報告等をほとんど目にする事ができない（例えば青木, 2010）。わが国において親の離婚を経験した子どもの適正な養育環境を考えるためには、具体的な判断の材料となる実証的データが必要である。親の離婚を経験した子どもの心理的健康や親子の情緒的關係精神発達について、質問紙や個別調査など、心理学的立場からの検証や報告が蓄積されていくことは、離婚後の子どものより良い環境を整えるうえで重要であると言えよう。

本研究は、わが国の面会交流制度の整備において、子どもの心理的健康を促進するという立場から、学術的背景にもとづいた提案ができる。子どもの福祉という視点から、子どものより良い発達が社会的に保障されるためにはそれに相応しい社会基盤と法制度が必要となる。本研究により、親の離婚後も、子どもの発達が保障され、より良い福祉的ケアがなされる養育のあり方について、その政策のあり方を含めた提言も行える。

## &lt;文献&gt;

青木聡（2011）面会交流の有無と自己肯定感／親和不全の関連について．大正大学カウンセリング研究所紀要, (34, 5-17).

野口康彦（2010）親の離婚を経験した子どもの精神発達に関する研究．風間書房．

何に  
使える？